

事指第 1096 号

平成 28 年 5 月 23 日

公益社団法人大阪府獣医師会長 様

大阪府環境農林水産部環境管理室長

(公印省略)

感染性廃棄物の適正な収集運搬の確保に係る周知について(依頼)

日頃から、大阪府環境行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、最近、積替え保管の許可を持たない収集運搬業者が、収集した感染性産業廃棄物を積んだまま車両を車庫等に停め置き、翌日以降に処分業者へ搬入する行為が見受けられています。このような行為は、廃棄物処理法違反に該当する可能性があります。

産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる義務があることから、医療機関等におかれましては上記のような事案を招かないよう、収集運搬の委託に際して、十分留意していただく必要があります。

つきましては、留意していただくべき事項等について別紙のとおりまとめましたので、貴会におかれましては、これを参考にしていただき、会員の皆様に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

問合せ先

大阪府環境農林水産部環境管理室

事業所指導課調整グループ

阿部、古賀

電話 06-6210-9583

FAX 06-6210-9584

医療関係機関の皆様へ

感染性廃棄物の適正な収集運搬の委託について

産業廃棄物の排出事業者は、運搬及び処分を委託する場合、委託にあたっての基準やマニフェストの交付、保存、返送確認などの義務を遵守することに加え、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる義務があります。

特に感染性廃棄物は、その性状からより安全に配慮した取扱いが必要な廃棄物であることから、医療関係機関の皆様におかれましては、下記の点に留意し、適正な収集運搬の確保に努めてください。

■感染性廃棄物の収集運搬の委託は、 処分業者まで直接運搬することが原則です

感染性廃棄物の収集運搬の委託にあたっては、公衆衛生の保持及び病原微生物の拡散防止の観点から、処理の経路が複雑にならないようにする必要があり、収集後、積替え保管をせずに、直接焼却施設等へ運搬すること（直送）が原則となっています。

【「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省）参照】

■収集を依頼する時間について配慮してください

最近、直送の収集運搬業者が、収集した感染性廃棄物を積んだまま車両を車庫等に停め置き、翌日以降に処分業者へ搬入するという違法な保管行為が散見されています。

医療関係機関の皆様におかれましては、排出事業者責任の観点から、産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の処理が適正に行われるよう必要な措置を講じていただく必要があります。

直送の収集運搬業者は、原則、廃棄物の引渡しを受けた当日中に処分業者へ搬入する必要がありますが、収集を夕方など遅い時間に依頼すると、処分業者の受入時間に間に合わず、違法な積替え・保管を誘発する恐れがあります。処分業者の受入時間に配慮した収集時間を設定するようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

調整グループ

TEL: 06-6210-9583

※大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市に所在する
医療関係機関はそれぞれの市へお問い合わせください。